

子育て世帯臨時特例給付金とは





平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」の制度内容について教えてください



平成26年4月から消費税率の引上げになりました。そのことで家計の出費が増えます。その中で出費増の影響を緩和するために子育て世帯は臨時特例的に金銭を受給できます。これが「子育て世帯臨時特例給付金」です。 平成27年度中に、対象児童1人につき3,000円を受給できます。



平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」を受給できる世帯について教えてください



平成27年6月分の児童手当を受給している世帯です。

生活保護を受給している方も受給資格者になります。

「児童手当の特例給付」を受給している方は「子育て世帯臨時特例給付金」は受給できません。

※児童手当の特例給付受給者とは、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の世帯です(下表参照)。この世帯は児童1人当たり月額一律5,000円を受給しています(次頁表参照)。その世帯は「子育て世帯臨時特例給付金」を受給できません。

●児童手当を受給できる扶養親族数と所得制限限度額

所得制限限度額	
622万円	この所得
660万円	世帯が「
698万円	当の特例
736万円	世帯なの
1人増すごとに38万円を加算	できませ
	622万円 660万円 698万円 736万円

この所得以上の 世帯が「児童手 当の特例給付」 世帯なので受給 できません こんな時 どうなる?



子育て世帯臨時特例給付金とは



●児童手当受給月額(受給対象児童1人あたり)

		所得制限額未満の方 (児童手当)	所得制限額以上の方 (特例給付)
0歳以上3歳未満		15,000円	5 000 M
3歳以上小学校修了前まで	第1子。第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	5,000円
小学校修了後から中学校	修了前まで	10,000円	

所得制限以上の世帯は児童手当5,000円を受給しています。この世帯は追加の特例である「子育て世帯臨時特例給付金」を受給できません。



平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」の受給世帯の対象児童について 教えてください



児童手当は毎年6月(2月から5月分)、10月(6月から9月分)、2月(10月から1月分)に受給します。

その内の平成27年6月分の児童手当の対象となっている児童です。

また、「子育て世帯臨時特例給付金」の受給基準日(平成27年5月31日)に生まれた児童にも受給できます。



平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」の受給手続きについて教えてく ださい



申請手続は原則的に各市区町村が平成27年6月分児童手当受給者を対象に申請書を送付します。申請書内容を記載し返送します。各市区町村は平成27年10月から「子育て世帯臨時特例給付金」を支給しています。

申請期限は平成27年12月7日までです。



■ 臨時福祉給付金 ■ とは





平成27年度「臨時福祉給付金」の制度内容について教えてください



平成26年4月から消費税率の引上げになりました。そのことで家計の出費が増えます。特に低所得者の出費増の影響を緩和するために臨時的に金銭を受給できます。これが「臨時福祉給付金」です。

平成27年度中に、対象者1人につき6,000円です。



平成27年度「臨時福祉給付金」を受給できる世帯について教えてください



平成27年度分の住民税の「均等割」が課税されない方が対象となります。

「均等割」が課税されてない方について以下に説明します。

- ・住民税には「均等割」と「所得割」の二つがあります。
- ・所得額によって「均等割」と「所得割」が課税されます。
- ・均等割と所得割は別々に計算して課税・非課税がきまります。
- ・均等割と所得割の所得計算によって課税対象が2種類になります。
 - ①「均等割」と「所得割」が非課税になる
 - ②「所得割」は課税されないが「均等割」は課税されるです。

「臨時福祉給付金」は①が対象者です。

所得があっても前年中の合計所得金額において

- ①扶養親族がいない人……所得額が「35万円以下」の方
- ②扶養親族がいる人……所得額が「35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+21万円」の方は「臨時福祉給付金」の対象になります。





臨時福祉給付金 とは





住民税の「均等割」が課税されるかを確認するにはどうしたらよいか教えてください。



例えば、課税される方は

- ・会社勤務などの方であれば、ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目 に課税額が記載されている場合です。
- ・65歳以上の方であれば、介護保険料決定通知書に記載されている「保険料 の段階」が一定段階以上となっている場合です。
- ・ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を越える場合です。以上の場合には、基本的に住民税の均等割が課税されます。



「臨時福祉給付金」は生活保護者も受給できますか



基準日(平成27年1月1日)) 時点において、生活保護制度の被保護者となっている方は、消費税率引上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき、生活保護費を支給されております。従って、臨時福祉給付金の支給の対象外となっています。

参考・引用は厚生労働省HP「確認じゃ!2つの給付金」より